（更新ルール）

第九条　設備保有者が、事業者から設備提供の継続の申込みを受けたときについては、第二条から前条までの規定を準用する。

2　設備の提供に係る契約において自動更新条項（契約期間中に、当事者のいずれかが更新を拒否する旨の申入れを行わない限り、当該契約が一定期間更新される旨の条項をいう。）を規定する場合においては、設備保有者は、契約期間中に、第三条第一項各号に掲げる事由が生じたことにより当該契約の更新が困難になった場合は、事業者に対し、原則として契約期間終了の六箇月前までにその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかにその旨を通知する等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。

（設備の使用に当たっての遵守事項）

第十条　事業者は、設備保有者から提供された設備には、認定電気通信事業の用に供する伝送路設備を設置するものとする。

2　事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備関係法令等及び設備保有者が適正に定める技術基準に従って行うものとする。

3　事業者は設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備の定着する土地の所有者その他伝送路設備がその上空を通過する土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者）との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な調整を適切に進めるものとする。また、設備保有者は設備を使用させるに当たっては、公物管理関係法令等に基づき必要な諸手続等を適切に進めるものとする。

4　事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、事業者の責に帰すべき事由により第三者との間に争いが生じた場合、又は第三者に損害を与えた場合においては、事業者の責任と負担により処理するものとする。

（契約解除事由等）

第十一条　設備保有者は、事業者が自己の責に帰すべき事由により、このガイドライン又は設備の提供に係る契約に違反した場合は、当該契約を解除することができる。

2　前項に定めるほか、設備保有者は、契約締結時に予期できなかった事情等により、自己の公益事業を遂行する上で現に事業者に提供している設備をもって代えることができなくなった場合に限り、当該契約を解除することができるものとする。この場合において、設備保有者は、原則として六箇月以上の期間（貸与契約期間が一年以内の場合には標準実施要領等で定める適切な期間）をおいてその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかに相当な期間を置いて解除する旨の予告を行う等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。

3　前二項の規定により契約の解除があった場合、事業者は速やかに当該設備を原状に回復し、返還するものとする。ただし、設備の提供に係る契約において、強制撤去条項（設備保有者が相当の期間を定めて解除の予告を行ったにもかかわらず、事業者が原状回復をしないときは、当該設備保有者は、自ら原状回復をすることができる旨の条項をいう。）を規定する場合においては、当該設備保有者は、当該条項の定めるところにより、自ら原状回復をすることができる。

4　前項の場合において、原状回復に要する費用等の取扱いについては、第一項の規定に基づく解除の場合においては原則として事業者が負担するものとし、第二項の規定に基づく解除の場合においては設備の提供に係る契約において明示するものとする。

（情報開示）

第十二条　設備保有者は、事業者から設備の使用可能状況について照会（第二条第一項に規定する調査の申込みを除く。）があったときは、当該区間又は場所の使用可能状況について事業者への回答を行う。なお、情報開示により当該設備におけるセキュリティーの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障を生じる場合は、この限りでない。また、回答に係る費用は、事業者が負担するものとする。その額は、コストに基づき適正なものとするものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、機械器具損料等を事業者に示すものとする。

（貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表）

第十三条　設備保有者は、このガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領を作成し、設備の提供に関する次に掲げる事項をあらかじめ公表するものとする。なお、公表は原則としてインターネット上のホームページへの掲載によるものとする。

一　提供を受けるための申込窓口及びその連絡先

二　提供を受けるための手続（設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから使用までの標準的な手続（第六条第三項に定める設備使用料及びその算出根拠の通知に関するものを含む。））

三　申込書、通知書その他必要な書類の標準的な様式及び添付すべき書類の種類

四　提供が拒否できる事由

五　標準的な設備使用料及びその算出根拠

六　調査の申込みから提供の可否の回答までの標準的期間（標準的な調査回答期間）

七　提供に関して行う調査に係る費用の算定方法

八　調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間

九　定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化のための基本的事項

十　前号に掲げるもののほか、設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化に関して必要な事項

2　前項第五号に規定する標準的な設備使用料、同項第六号に規定する標準的期間又は同項第八号に規定する標準的期間を設定することが困難であるときは、過去の実績等に基づく例示等をもって代えることができる。

3　設備保有者は、二以上の申込窓口を設ける場合は、原則として、申込窓口相互間における申込手続の統一を図るものとする。

4　申込窓口ごとに第一項各号に掲げる事項の内容が異なる場合は、申込窓口ごとに、第一項の規定に基づき標準実施要領を作成し、公表するものとする。

（一束化）

第十四条　メッセンジャーワイヤーその他一束化（事業者がその伝送路設備を先行敷設者（電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であって既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。以下同じ。）が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。以下同じ。）を行うために使用することができる設備（このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一束化設備」という。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその一束化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一束化設備保有者」という。）が、事業者に一束化設備を提供する場合において、一束化設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法についても、第一条第四項第一号及び第二号の規定の適用があるものとする。

2　事業者は、一束化を行うに当たっては、あらかじめ、一束化設備が設置されている電柱を保有する設備保有者（以下「電柱保有者」という。）の承諾を得るものとする。

3　一束化設備保有者は、電柱保有者から、第九項ただし書に規定する承諾を求められた場合は、合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

4　一束化設備保有者は、事業者から一束化設備の提供の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとする。

5　一束化設備保有者は、事業者から一束化設備の提供の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる事由に該当する場合を除き、一束化設備の提供を拒否しないものとする。

一　電柱保有者が、事業者に対する第二条の規定に基づく回答において、一束化を要する旨を示していない場合

二　一束化を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合

三　一束化を行うことにより、一束化設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれが強い場合

四　事業者の責に帰すべき理由により過去に第七項に規定する取決めが履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合

6　一束化設備保有者は、事業者に対し一束化設備を提供する場合は、コストに基づく適正な使用料を求めることができる。この場合において、事業者から、当該使用料の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。

7　一束化設備保有者及び事業者は、一束化を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項その他一束化に当たって必要な事項を取り決めるものとする。

一　貸与期間

二　工事及び保守ルール

三　貸与の対価